事業者

安全衛生管理担当者 分様 務管理担当者 分様

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催(令和6年12月~令和7年2月分)のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。 令和6年12月中旬~令和7年2月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、 日程調整の上、必要な資格·教育等について積極的な申し込みをお願いします。 各種感染症も収まった状態とはいえません。当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場(窓·扉は一部開放しますが…)での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。(着用は自己判断)
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

12月開催の講習会(ただ今受付中)

12月13日(金)午後1時30分~4時30分までの予定です

ハラスメント防止対策研修(急遽、開催決定!)

セクハラ、パワハラ、最近ではカスハラ等も企業にて対応すべき重要項目となってきました。 ハラスメントがあれば、職場環境が悪くなるなんてことは当たり前です。 自社の職場環境を良好なものとして、業務の効率アップ、定着率の向上に努めましょう。 (ホワイト企業が望ましいですが、ブラック企業にはならないよう努めていきましょう。)

空きがあります。(締め切り間近)

12月16日(月)~17日(火)

乾燥設備作業主任者技能講習

作業主任者の選任が必要な設備は、以下のとおり。ご確認を!

- 1 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1㎡以上
- 2 乾燥設備のうち、危険物以外のものに係る設備で、熱源として燃料を使用するもの 最大消費量が、固体燃料・・・・・毎時10kg 以上

液体燃料……每時10L 以上 気体燃料……毎時1㎡ 以上

3 熱源として電力を使用するもの、定格消費電力が10kW 以上

空きがあります。

12月18日(水)~19日(木)

安全管理者選任時研修

安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。 対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業(一部除外あり)、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

空きがあります。

1月開催の講習会(申込開始は12月9日(月)13:00予定)

1月15日(水)~16日(木)

安全衛生推進者養成講習

新たに安全衛生推進者を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸·小売業(一部除外あり)、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が10人以上50人未満の事業場です。

1月21日(火)~22日(水)

有機溶剤作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を!

1月23日(木)

自由研削といしの取替等特別教育

1月27日(月)

保護具着用管理責任者講習

11月の臨時開催も、ほぼほぼ満員となりました。今回も多くの申込みが予想されます。 受講希望の方は、機を逃さずに、申込みをお願いします。

1月28日(火)

化学物質管理者専門的講習

(化学物質の取扱事業場向け) 1日講習

※ 化学物質管理については、こちら(ケミサポHP)を参考にしてください。



1月29日(水)

金属アーク溶接等作業主任者限定講習(6年度新規)

アーク溶接業務にかかる作業主任者は、従来、「特化・四鉛作業主任者講習」の2日 講習でしたが、令和6年1月の改正により「金属アーク溶接等作業主任者限定講習」(1日講習)が設けられました。

金属アーク溶接のみの業務で作業主任者の資格を取得する場合には、こちらの講習会を受講をお勧めします。

1月30日(木)

KYTリーダー養成研修

リスクアセスメントの実施に加え、現場でのKY活動も労働災害防止のためには重要な活動です。これまでなんとなく実施していた方には、演習等を通じて現場でのKY活動の進め方を身につけ、KY活動の推進役となり人材を養成します。

2月開催の講習会(申込開始は1月上旬予定)

2月5日(水)~6日(木)

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

2月13日(木)~14日(金)

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者(リーダー)となった者が受講する必要があります。

グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、対象業種から外されていた「食料品製造業」等も対象となりました。**

2月19日(水)

テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育(学科)

労働安全衛生法関連法規の改正に伴い、令和6年2月1日からテールゲートリフターを使用 して荷を積み卸す作業については、特別教育の対象となりました。

当会では、学科についての特別教育を実施します。

この特別教育は、学科教育4時間、実技教育2時間の計6時間とされていますが、当会の教育では、学科教育のみを行います。

実技教育については、会社にあるテールゲートリフターを使用して、事業者にて関係法令、 ガイドライン等をの安全作業を念頭に、「十分な知識を有する者」による教育が必要です。その ため、(社内で実技教育を行う方のために)学科教育終了後、引き続き、実技教育を実施する際 の留意事項について、1時間の説明を行います。

2月26日(水)~27日(木)

産業用ロボット特別教育(学科)

ここでは、「教示等に関わる特別教育」、「検査等に関わる特別教育」の2業務の特別 教育を併せて行います。

なお、学科のみの講習ですので、実技教育は、各企業にて行っていただくことになります。



令和7年1月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、 12月9日(月)13時を予定しています。